

各 位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

車両系建設機械（締固め用）運転特別教育 ご 案 内

ロードローラーをはじめとする締固めを行う機械全てを運転する際に（道路上を走行させる運転を除く）、標題特別教育の資格が必要となっています。（労働安全衛生規則第36条、別表7）

このたび当協会が安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第10号により実施を義務付けられている事業者に代わり当教育を実施いたしますので、該当者には必ず受講させるようご配慮願います。

なお、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証では、ローラーを運転することはできません。

1. 講 習 日 時

日 程	講 習 会 場
平成30年9月26日（水）9：00～16：00 平成30年9月27日（木）9：00～14：00	■学科：滋賀県建設会館 大津市におの浜1-1-18 ■実技：キャタピラーウエストジャパン(株)栗東支店 栗東市大橋5-1-30

2. 受 講 対 象 者

満18才以上ならどなたでも受講できます。

3. 受 講 料

会 員	非 会 員
受講料 10,800円 材料代 1,040円	受講料 10,800円 材料代 1,540円
合 計 11,840円	合 計 12,340円

4. 申 込 書 類

※申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます

〔 <http://www.yumeken.or.jp/> 〕 → トップページ右の「講習会等」→「建災防主催」をクリック

5. 受 講 申 込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタル加工写真等も不可）を貼付し、本人確認書類写し（免許証等の写し等、現住所確認できるもの）を添えてお申し込み下さい。

- (2) 銀行振込の場合は、受講申込書に必ず受講料振込受領書の写し（講習会名記入）を添付してお申し込み下さい。
- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。申込受付は、受講開始10日前もしくは、**定員20名**になり次第締め切ります。

6. 申込方法

郵送

〔共通〕下記口座に受講料をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部まで郵送

- 振込先 口座：滋賀銀行本店（普通）755278
名義：建設業労働災害防止協会滋賀県支部

窓口

〔会員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口まで

〔非会員〕建災防滋賀県支部窓口まで

7. 修了証の交付

- ・本教育を修了された方は、修了証を交付し、後日、送付致します。

8. お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

〔参考〕

■CPDS 認定教育

当教育は CPDS（全国土木施工管理技士会連合会）の認定教育です。受講証明書の発行を希望される方は申込書にご記入下さい。

■受講者の取り直し又は欠席について

受講者取り直し又は欠席による受講料は、返却いたしません。

■建設労働者確保育成助成金（経費助成・賃金助成）について

厚生労働省の助成金制度を活用すると、教育受講料の事業主負担が軽減され、経費及び賃金の給付金として講習終了後事業主に給付されます。詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- ・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省の HP [<http://www.mhlw.go.jp/>]
- トップページ上部政策について→各種助成金・奨励金等の制度→建設労働者確保育成助成金
- ・助成金の申し込みについて⇒滋賀県建設業協会の HP [<http://www.yumeken.or.jp/>]
- トップページ右の講習会等→建災防主催をクリック